

くすのき園 介護予防通所介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人慈童会が開設する介護予防通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各関係医療機関とも連携をし、必要な日常生活上の援助及び運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上、アクティビティを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

- 第3条 一、 本事業所において提供する介護予防通所介護は、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行う。
- 二、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った運営を行う。
- 三、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、効果的に必要なサービスを提供する。
- 四、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 五、常に職員の資質向上に努め、適切な介護技術をもってサービスの提供をする。
- 六、自らその提供するサービスの質を管理、評価し、常にその改善を図る。
- 七、その他、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿った運営を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

くすのき園 介護予防・日常生活支援総合事業 通所介護事業所（以下、「事業所」という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

三重県鈴鹿市若松西6丁目28番地18号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、生活相談員 1名

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

三、看護職員 1名

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

四、介護職員 5名以上

介護職員は、介護予防通所介護の提供に当たり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

五、機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

六、管理栄養士 1名

管理栄養士は低栄養状態の改善等が必要な利用者に個別で栄養食事相談等を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一、営業日 月曜日から土曜日。1月1日から1月3日は除く。
- 二、営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- 三、サービス提供時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員数は、1日 35名とする。

(介護予防通所介護事業の内容)

第9条 介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

一、日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

ウ、養護（休養）

エ、その他必要な身体の介護

二、健康状態の確認

看護職員が血圧、脈拍、体温を測定し、利用者の身体状況を確認し、状態に応じた対応を行う。

三、運動器機能向上サービス

運動器の機能向上を目的とし、個別的に実施される機能訓練であり、利用者の心身の状態の維持又は向上を目的に行う。

四、栄養改善サービス

低栄養状態改善を目的とし、個別に管理栄養士により栄養食事相談等の栄養管理を行い、利用者の心身の状態の維持又は向上を目的とする。

五、口腔機能向上サービス

口腔機能が低下している又はその恐れがある利用者に対して口腔機能の向上を目的とし、個別で口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練若しくは実施を行い、心身の状態の維持又は向上を目的とする。

六、アクティビティサービス

心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて集団的なレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行う。

- ア、レクリエーション
- イ、グループワーク
- ウ、行事的活動
- エ、体操
- オ、趣味活動

七、送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

八、入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対し、必要な入浴サービスを提供する。

九、食事サービス

昼食を提供し、利用者の心身の状況に応じ適切な方法により食事摂取の援助を行う。

十、相談、助言等に関すること。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(介護予防通所介護計画の作成等)

- 第10条 一、介護予防通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防通所介護計画を作成する。また、すでに介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内に沿った介護予防通所介護計画を作成する。
- 二、介護予防通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、交付した上で書面にて同意を得る。
- 三、利用者に対し、介護予防通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとと

もに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(運動器機能向上計画の作成等)

第11条 一、 動器の機能向上のために個別での機能訓練等が行う際には、利用者の心身の状況の維持、向上を目的とし、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の職員が共同し、運動器機能向上計画を作成する。また、すでに介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った運動器機能向上計画を作成する。

二、運動器機能向上計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、交付した上で書面にて同意を得る。

三、利用者に対し、運動器機能向上計画に基づいて機能訓練指導員等がサービスを提供し、継続的な管理、評価を行う。

(栄養ケア計画の作成等)

第12条 一、 低栄養状態の改善等の必要がある利用者に対して、利用者の心身の状況の維持及び向上を目的とし、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の職員が共同し、利用者ごとに摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する。また、すでに介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った栄養ケア計画を作成する。

二、栄養ケア計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、交付した上で書面にて同意を得る。

三、利用者に対し、栄養ケア計画に基づいて管理栄養士等が栄養改善サービスを提供するとともに、管理栄養士等が継続的な管理、記録、評価を行う。

(口腔機能改善管理指導計画の作成等)

第13条 一、 口腔機能が低下している又はその恐れがある利用者に対して、口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施し、心身の状態の維持又はの向上を目的とし、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の職員が共同し、利用者ごとに口腔機能改善管理指導計画を作成する。また、すでに介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った口腔機能改善管理指導計画を作成する。

二、口腔機能改善指導計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、交付した上で書面にて同意を得る。

三、利用者に対し、口腔機能改善指導計画に基づいて看護職員等が口腔機能向上サービスを提供するとともに、看護職員等が継続的な管理、記録、評価を行う。

(アクティビティ実施計画の作成等)

第14条 一、 該当する利用者に対して心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別にアクティビティ実施計画を作成する。また、すでに介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿ったアクティビティ計画を作

成する。

- 二、アクティビティ実施計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、交付した上で書面にて同意を得る。
- 三、利用者に対し、アクティビティ実施計画に基づいてサービスを提供し、継続的な管理、記録を行う。

(介護予防通所介護の利用料)

- 第15条 一、本事業所が提供する介護予防通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、料金表の通り別途利用料金の支払いを受ける。
- 二、利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額
 - 三、食費（おやつ代含）
 - 四、おむつ代
 - 五、前各号に掲げるものの他、介護予防通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用
 - 六、前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第16条 一、通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
- 一、鈴鹿市とする。
 - 二、実施地域以外は、この事業を行わない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第17条 本事業所を利用する際は次の事項を厳守すること。
- 一、利用者が異変、事故、疾病により、医療行為が必要となった場合は、かかりつけの医師の診察を受けること。場合によっては入院、治療に専念すること。
 - 二、感染症のある疾病を患っている場合は、事前に事業所まで報告すること。
 - 三、健康チェック内容の状態により、各サービスを中止すること。
 - 四、利用者又は家族の都合により、サービスの利用を中止する場合は、予め事業所まで連絡をすること。
 - 五、その他事業所内での基本的ルールは守ること。

(緊急時等における対応方法)

- 第18条一、介護予防通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかにかかりつけの医師或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

二、事業所の設備に異常が発生した場合は、直ちに管理者、生活相談員まで連絡を行い、適切に対処する。

(記録の整備)

第19条

施設は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第20条

利用者または身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。

その場合速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無および改善の方法について入所者または身元引受人に報告するものとする。

- 2 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、第三者委員を選任する。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町、鈴鹿亀山地区広域連合、サービス運営適正化委員会、三重県国民健康保険団体連合会からの質問、照会に応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うものとする。

(協力医療機関等)

第21条

事業所は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(身体拘束の禁止)

第22条

職員は、利用者の行動を制限するような身体拘束は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等できる限り詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を5年間保存するものとする。

- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第23条 (虐待防止の推進)

事業所及び職員は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 高齢者虐待防止の指針を整備する。
 - 二 高齢者虐待防止の対策を検討する会議を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知を行う。
 - 三 職員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的に行う。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

第24条 (事業継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業所は、従業者等の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一、採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二、継続研修 随時
- 三、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 四、従業者であったものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 五、介護予防通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、サービスの提供ごとに消毒し、常に衛生管理に留意するものとする
- 六、従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 七、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備する。
- 八、この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人慈童会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

1. この規程は、平成18年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成24年4月1日より施行する。
3. この規程は、平成30年4月1日より施行する。
4. この規程は、令和6年4月1日より施行する。